定住促進支援制度

若年世帯(全員が40歳未満)または20歳未満の子どもがいる世帯のかたを対象に補助事業を行います。
どちらの補助金も転居または転入後６カ月が申請期限です。
いずれも貝塚市でパートナーシップ宣言をされた世帯を含みます。

申請・問合せ先　まちづくり課☎072－433－7214

若年世帯住宅取得補助金

貝塚市内で住宅を取得する場合、その費用の一部を最大10万円補助します。

①市内転居型
市内在住の補助対象世帯が、貝塚市内で住宅を取得した場合。
②市外転入(親世帯近居)型
市外在住で、かつ親世帯が５年以上継続して貝塚市内に在住している補助対象世帯が、貝塚市内で住宅を取得した場合。
③市外転入(U・I・Jターン)型
泉州地域(堺市を除く)以外在住の補助対象世帯が、貝塚市内で住宅を取得した場合。
※空き家バンクの活用や耐震改修工事を同時に実施した場合には、加算されることがあります。詳しくは、お問合せください。

フラット35の特例

住宅金融支援機構の「フラット35」を住宅ローンに利用する場合、一定の要件を満たせば、当初５年間または10年間、借入金利がさらに0.25%引き下げられる「フラット35」の特例を受けられます。利用を検討されるかたは、ご相談ください。

あなたの住まいの地震対策は大丈夫？
～耐震関係補助金の申請受付～

地震は、いつどこで起こっても不思議ではありません。
大地震から、ご自身と大切な人を守るため「命を守る住まいの耐震化」を進めましょう。
詳しくは、お問合せください。
対象　昭和56年5月31日以前に建築された住宅など(条件あり)
補助種類　耐震診断補助・耐震設計補助・耐震改修補助
申請・問合せ先　まちづくり課☎072－433－7214

環境

ごみのカラス対策

市街地のカラスは、人間が出す生ごみをエサとしています。カラス被害をなくすために、ごみを出す際は次のような対策をお願いします。
◎生ごみは水気を十分切り新聞紙などで包む。または紙袋に入れる。生ごみ(食べ残し)の減量を心がける。
◎目の細かい防鳥ネット(5ミリメートル以下が有効)でごみを覆う。防鳥ネットに重りを付ければより効果的です。
◎収集日を守る。
問合せ先　廃棄物対策課☎072・433・7002

飼い主がいない猫に対する不妊去勢手術費用の一部を補助

飼い主がいない猫(市内に生息)に対する不妊去勢手術および耳先V字カットの施術費用を支払った市内在住者に、手術費用の一部を補助します。不妊去勢手術済みの目印として、耳先V字カットの施術が必須となります。
手術実施前の事前申請になります。申請は先着順に受付し、予算額に到達次第終了します。
補助金額(一匹)　オス猫：8000円、メス猫：1万2000円を上限
申請開始　6月1日(水)以降の午前8時45分～午後5時15分(土・日・祝日除く)
申請・問合せ先　環境衛生課☎072・433・7186、ID312886

住宅用太陽光発電と
エネファームの設置費の一部を補助

市では、二酸化炭素排出量の抑制に効果的な住宅用太陽光発電システム(定置用リチウムイオン蓄電システムを同時に設置したもの)および家庭用燃料電池コージェネレーションシステム・エネファーム(自立運転機能付き)の設置費の一部を補助します。
令和４年４月以降に対象システムを設置したかたが対象で、設置完了後の申請となります。申請は、先着順に受付し、予算額に到達次第終了します。
対象　世帯全員の市税に滞納がなく、申請時において本市の住民基本台帳に記録されている次のいずれかに該当するかた
①市内で所有し居住する住宅に対象システムを設置したかた
②対象システム付住宅を購入して居住しているかた
補助金額　太陽光発電システム４万円、エネファーム２万円
申請開始　６月１日(水)以降の午前８時45分～午後５時15分(土・日・祝日除く)
申請・問合せ先　環境衛生課☎072－433－7186、ID：21755

消防

住宅防火　いのちを守る　10のポイント

４つの習慣　火災の発生を防ぐために、次の４つの習慣を守りましょう。
①寝たばこは絶対にしない、させない。
②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
③コンロを使うときは火のそばを離れない。
④コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。
６つの対策　万一火災が発生しても、被害を抑え人命を守るために、日頃から６つの対策をとりましょう
①火災の発生を防ぐために、ストーブやコンロなどは安全装置の付いた機器を使用する。
②火災の早期発見のために住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
③火災の拡大を防ぐために部屋を整理整頓し、寝具・衣類・カーテンは、防炎品を使用する。
④火災を小さいうちに消すために消火器などを設置し、使い方を確認しておく。
⑤高齢者や身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し備えておく。
⑥防火防災訓練への参加や戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。
問合せ先　消防本部予防課☎072－422－9203

応急手当を学びませんか？

私たちは、いつどこでケガをしたり、病気になったりするかわかりません。大切な家族、友人知人が突然倒れたり、ケガをした時、落ち着いて適切な応急手当ができますか？心臓や呼吸が止まってしまった人に対する応急手当は１秒を争います。
そんな時、適切な応急手当を身につけていれば、尊い命を救うことができるかもしれません。
詳しくは、お問合せください。
問合せ先　消防本部警備課☎072－422－9202

４月13日

市では、３月31日付で貝塚市消防団を退団された消防団幹部のかたに対し、退団辞令交付式を開催しました。
市長は、長年にわたり市の防災活動に昼夜を分かたずご尽力されたご苦労に対し、深く敬意を表するとともに感謝の言葉を贈りました。